

BL部品を対象とした宅配ボックス（単独型）の窃盗被害に対する交換修理支援サービスの開始について

2019年5月9日
一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングでは、宅配ボックス（単独型）の窃盗被害に対する交換修理支援サービスを開始しましたのでお知らせします。

本サービスは、当財団が認定する優良住宅部品「宅配ボックス（単独型）」のうちERS BLマーク証紙(ERS: Exchange Replacement Repair Support)」が貼付されている製品を購入された方が、対象期間内に第三者による窃盗を目的とした犯罪行為による被害に遭われ、対象部品の交換・修理が必要となった場合に、1万円を上限として交換・修理費用の一部を支援するサービスになります。

このサービスは、施錠機能等の防犯対策を講じた製品が、施錠部分を破壊される等の被害に遭った所有者に対し製品の修復費用について支援金をお支払いするものであり、消費者がより安心して製品を設置できるようサポートすることを目的としております。

なお、本サービスの対象製品である宅配ボックスは、パナソニック株式会社から6月3日より供給が開始される予定です。

宅配ボックス（単独型）の窃盗被害に対する交換修理支援の概要

1. 対象部品

交換修理支援サービスの支給対象部品は、当財団が発行している「ERS BLマーク証紙」が貼付されている宅配ボックス（単独型）（以下「ERS BL部品」という）となります。



宅配ボックス（単独型）

1つの保管箱が独立した宅配ボックス



ERS BLマーク証紙

2. 交換修理支援サービスの対象者

支援の対象者は「ERS BL部品」の所有者です。

3. 交換修理支援サービスの条件

所有者の住宅に設置された上記の対象部品が、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に支援を行ないます。

問い合わせ 担当部署: 住宅部品事業推進部 保険・表示課

連絡先: 03-5211-0559

- 一 第三者の窃盗を目的とした犯罪行為による毀損であること
- 二 交換等が必要な程度の毀損（軽微な補修を除く）であること
- 三 警察への被害届が受理されたものであること

なお、設置されたERS BL部品自体が盗難された場合は支援の対象に含みません。

4. 交換修理支援サービスの対象期間

ERS BL部品の据付・工事業者からの引渡し日から2年間になります。

5. 交換修理支援サービスの内容

3. に示すサービス提供条件を満たす場合、1万円を上限とし修理費用または交換費用を負担します。また、サービスの提供は、同じ宅配ボックスにつき1回とします。

6. 交換修理支援サービスを提供できない主な場合

次の事由によって生じた被害に対しては支援金をお支払いしません。

- 一 所有者の法定相続人の故意、重過失、犯罪、闘争行為
- 二 戦争、武力行使、内乱、暴動、労働争議等に起因するもの
- 三 地震、噴火、津波、核燃料物質等による汚染物の放射性、爆発性その他有害な特性に起因するもの
- 四 対象部品に改造が行われたことに起因するもの

交換修理支援サービスのお知らせ

URL <http://www.cbl.or.jp/blsys/ers/file/ersbl.pdf>

パナソニック株式会社 商品情報

URL <http://sumai.panasonic.jp/exterior/takuhai/combo/combo.html>

以 上

問い合わせ 担当部署：住宅部品事業推進部 保険・表示課

連絡先：03-5211-0559